JI ACCIDENT &
FIRE INSURANCE
CO.,LTD.

留学・長期旅行・駐在員プラン

ジェイアイの

海外旅行保険

2011年4月
改定版

OVERSEAS
TRAVEL
INSURANCE

引受保険会社

ご存知ですか?

30人に1人※が海外でなんらかの事故・病気に遭遇

また、世界各地で、高額な費用を必要とする事故が発生しています!

※2010年度弊社実績

世界の事故実例

※2008年度～2010年度の間で実際に弊社がお支払いした事例です。保険金でお支払いする費用等の内容は保険約款によります。

イギリス
路上で暴漢に襲われ意識不明となる。頭部外傷と診断され41日間入院・手術。家族が駆けつける。医師・看護師が付添い医療搬送。
支払い保険金 **1,124万円**

中国
搭乗車が他の車と衝突。腰椎骨折、橈骨・膝蓋骨粉砕骨折、全身他部位損傷と診断され8日間入院・手術。家族が駆けつける。医師・看護師が付添いチャーター機で医療搬送。
支払い保険金 **1,416万円**

サイパン
ゴルフ中に気分の悪さを訴え受診。脳内出血と診断され12日間入院・手術。家族が駆けつける。医師・看護師が付き添い医療搬送。
支払い保険金 **736万円**

カナダ
空港内で転倒。大腿骨の骨折と診断され17日間入院・手術。家族が駆けつける。看護師が付き添い医療搬送。
支払い保険金 **607万円**

スペイン
自転車にぶつかられ転倒。手首・大腿骨頸部骨折と診断され20日間入院・手術。家族が駆けつける。看護師が付き添い医療搬送。
支払い保険金 **872万円**

タイ
ホテルのベッドで休養中、胸の痛みを感じた後に意識不明となる。心筋梗塞と診断され13日間入院・手術。医師・看護師が付き添い医療搬送。
支払い保険金 **781万円**

オーストラリア
ホームステイ先の庭で遊んでいて木から落下。手首・肘骨折と診断され10日間入院・手術。家族が駆けつける。
支払い保険金 **611万円**

アメリカ
鯨ウォッチングのクルーズ船が波に揺れて転倒。腰椎骨折と診断され17日間入院・手術。家族が駆けつける。医師・看護師が付き添い医療搬送。
支払い保険金 **2,993万円**

イタリア
食事中に手足が痺れ、歩行不能となる。脳内出血と診断され24日間入院・手術。家族が駆けつける。医師・看護師が付き添い医療搬送。
支払い保険金 **1,774万円**

インドネシア
ホテルで意識を失う。脳内出血と診断され11日間入院・手術。家族が駆けつける。医師が付添いチャーター機で医療搬送。
支払い保険金 **1,207万円**

海外高額事故実例

ハワイでの事故例

往路機内で意識がもうろうとし、到着後救急車で搬送。肺炎・脳梗塞と診断され37日間入院。家族が駆けつける。医師・看護師が付き添いチャーター機で医療搬送。

お支払いした保険金は、治療・救援費用などとして **3,843万円**

ポーランドでの事故例

バス乗車中、雨で濡れていたため滑って転倒。座席の肘あての金具に頭と肩を強打。転倒直後より、手足を動かすことが困難となり、現地病院に入院、脊髄損傷と判明。帰国後の入院治療で、機能回復せず上肢機能障害・体幹機能障害にて、後遺障害認定。

お支払いした保険金は、治療費用・後遺障害保険金として **4,625万円**

※2008年度～2010年度の間で実際に弊社がお支払いした事例です。保険金でお支払いする費用等の内容は保険約款によります。

ご注意!! クレジットカードにセットされている保険・補償内容をご確認ください。

補償の内容をご存知ですか?

①クレジットカードにセットされている保険では、病気による死亡は補償されていないのが一般的です。
②カードによっては、補償額が十分でない場合や、まったく補償がないものもあります。
③一般的には複数のカードを所持していても、その合計額が支払われる訳ではありません。所持しているカードの中で最も高い補償額を限度として支払われます。
(傷害死亡・後遺障害のケース)

緊急時に外国語で対応できますか?

クレジットカードにセットされている保険の場合、契約確認などに時間がかかる事での事故対応の遅れや、病院の手配から通訳の手配まで、すべてご自身で対応する必要がある場合があります。

長期のご旅行には向きません。

クレジットカードにセットされている保険の補償の開始は、カードが発行されてから1か月後で(一部のカードを除く)、また、補償期間は3か月までが一般的です。(3か月未満のカードもあります。)

お客様が渡航先でお困りになったりトラブルに巻き込まれた時に、一番必要なのは現地における**プロフェッショナルなサービス**です

業界No.1(注) Jiデスク

海外主要55都市をカバーするJiデスクでの現地トラブル対応!

現地の事情に精通した担当者が日本語で事故・トラブルの相談を受付いたしますので安心です。

各種トラブル時のご相談例

- トラブル時の各種ご相談受付
- パスポートやクレジットカード等の盗難・紛失時の手続きのご案内
- 医師・病院の案内・予約
- 病院等への支払い保証
- 通訳の手配
- 移送機関の手配
- ご家族への連絡
- 救援者の渡航・ホテルの手配
- 捜索・救援機関の紹介・手配

(注) 2011年11月現在における主要各保険会社のガイドブックまたはホームページで表記されている海外旅行保険加入のお客様用日本語対応デスク数の比較による。

設置都市は裏面をご参照ください。

キャッシュレス治療

海外300ヵ所を超えるJi提携病院でのキャッシュレス治療!

①ジェイアイでは、安心して治療が受けられるように日本語の話せる医師、スタッフがいる病院を中心に海外300ヵ所超にJi提携病院を設置しております。
②弊社が直接病院へ治療費をお支払いいたしますのでキャッシュレスで治療を受けることができます。

緊急メディカルサービス

渡航先で、万一、重症になった場合に!

万一渡航先で重症となり、緊急手術が必要な場合や日本までの医療搬送が必要になるような場合も、病院の手配からご自宅への医療搬送まで対応いたしますので安心です。

スーツケース引取り・修理・お届けサービス

送料負担がありません! 煩わしさから解消!

スーツケース破損時は、ご自宅まで宅配業者がお引取りにうかがいます。修理会社に持参するお手間もかかりません。提携する修理会社での修理後は、宅配業者からご自宅にお届けいたします。

携行品損害は、新価※でお支払い

携行品損害の2010年度弊社事故発生件数は全体の35.2%を占めます。一般的な海外旅行(傷害)保険、カード保険では、時価額(減価償却)にてお支払いされる携行品損害もジェイアイなら新価でお支払いします。

お支払項目別事故発生状況(2010年度)

項目	割合
治療・救援	41.0%
携行品	35.2%
旅行事故緊急	18.3%
賠償責任	1.4%
旅行変更	1.2%
その他	2.9%

(注1) 修繕可能な場合は修繕費をお支払いいたします。(ただし新価を限度とします。)
(注2) ご契約タイプに携行品損害がセットされている場合
※同等のものを新たに購入するのに必要な金額

保険金現地支払いサービス

Jiデスク(現在:全世界46デスク)で保険金をその場でお支払いするサービスです。

帰国してから請求していた医療関係費用が現地で支払われるため、金銭的な負担が軽減されます。またご請求時の手続きも対面のため、わかりやすくなっております。

対象となる場合	病気・ケガが発生し、医師の治療を受けた場合(保険金支払いの対象となる場合に限ります)
支払い内容	・治療費(本人が立替えている分) ・薬代 ・病院までの交通費 ・保険金請求に必要な医師の診断書費用

支払い限度額	5万円(日本円換算)
対象となる契約	保険期間(保険のご契約期間)1年以内の海外旅行保険

※ご利用の際は事前にJiデスクにご連絡ください。

上記は2011年11月現在におけるサービスの概要をご案内するものであり、今後サービスの内容、Jiデスク等の提供場所や提供方法等が変更となる場合があります。また、ご加入の保険内容・事故内容(保険対象であるか等)・状況・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスが提供できない場合がございます。詳細及び最新の内容につきましては、「海外安心サービスガイドブック」をご参照ください。

持病をお持ちの方への情報提供・紹介サービス

「現地の医師に持病の内容が伝わるだろうか?」
「現在服用の薬やアレルギーを英語で説明したい」
「事前に健康相談できるところはあるだろうか?」

海外旅行に伴う不安を少しでも和らげることができるよう、弊社ホームページ上で、持病をお持ちの方への情報提供やサービス提供会社(原則有料)をご案内しています。
ジェイアイホームページ　http://www.jihoken.co.jp/
(注) 弊社が直接医療上のアドバイスやサービスを提供するものではございません。ご旅行にあたっては主治医と充分ご相談の上、ご出発されることをお薦めいたします。

安心の補償内容について

海外での思わぬアクシデント! こんなとき、Jiの海外旅行保険

詳しくは「ご契約いただく海外旅行保険の概要」にてご確認ください。

CASE 1 まさかの死亡事故! 死亡(傷害・疾病)

旅行中に発生した事故や発病した病気により死亡された場合

CASE 2 後遺障害が生じた!

傷害後遺障害

事故により身体に後遺障害が生じた場合
後遺障害の程度に応じ傷害後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。

CASE 3 入院した! 家族も現地に急行!

治療・救援費用

- ケガや病気で医師の治療・手術を受けられた場合
- 継続して3日以上入院した際にご家族の方に現地に来てもらう場合
- 妊娠初期の異常についても補償の対象となります。

(注1)保険期間が期間延長も含め、31日までのご契約に限り適用されます。
(注2)日本国内の公的医療保険制度において療養の給付の支払対象となる症状に相当する妊娠に関する症状が対象となります。また妊娠満22週以後に発生したものを除きます。

疾病応急治療・救援費用

- 旅行出発前に発病し医師の治療を受けたことがある病気を原因として、旅行中にその症状の急激な悪化により医師の治療を受けた場合

(注1)保険期間が期間延長も含め、31日までのご契約に限り適用されます。
(注2)旅行行程中も継続して支出することが予定されていた費用(透析、インスリン注射等)はお支払いの対象となりません。

CASE 4 突然の入院!

入院一時金

突然のケガや病気で2日以上入院することになった場合

(注)入院一時金とは、保険金のお支払いの対象となる治療により、治療・救援費用保険金をお支払いする場合で、その原因となったケガ・病気により2日以上続けて入院をされたときに、ご契約時に定めた金額を一時金としてお支払いするものです。

CASE 5 水浸しにしてしまった!

●個人賠償責任
ホテルの客室を水浸しにしてしまったり、誤ってお店の商品をこわしてしまった場合で法律上の損害賠償責任を負った場合

●個人賠償責任(長期契約用)
誤って滞在中の部屋を水浸しにしてしまったり、レンタルしていた家具を壊してしまった場合で法律上の損害賠償責任を負った場合

●家族総合賠償責任
投宿中のホテルに損害を与えたり、住宅内で一時的に預かった招待客のコートを破いてしまった場合で法律上の損害賠償責任を負った場合

●被害者治療費用
法律上の損害賠償責任に関わらず、住宅内で来客等がケガをした場合にその治療費を負担した場合

CASE 6 盗まれた!

携行品損害(身の回り品)

旅行カバンを盗まれたり、ビデオカメラを落として破損してしまった場合

(注1)紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。
(注2)保険金のお支払いにあたっては、携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円を限度とします。

CASE 7 アパートが火災に!

生活用動産(長期契約用)

滞在中のアパートやホテルで盗難・火災などにより家財・携行品に損害があった場合

CASE 8 荷物が届かない! 飛行機が飛ばない! 飛行機が遅延!

●旅行事故緊急費用

①航空機に預けた手荷物が航空機の到着後6時間を経っても運搬されずに、当面必要な身の回り品等を購入した場合
②悪天候や機体の異常などで航空機の出発が遅れたために宿泊代、食事代、交通費(代替となる他の交通手段を利用した場合も含みます)を負担した場合
③国際電話代、旅行サービスの取消費用を自己負担した場合

(注)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、発生の証明がなされる偶然な事故が対象となります。

●航空機寄託手荷物遅延
航空機に預けた手荷物が航空機の到着後6時間を経っても運搬されずに身の回り品等を購入した場合

●航空機遅延費用
悪天候や機体の異常などで航空機の出発が遅れたために宿泊代、食事代、交通費(代替となる他の交通手段を利用した場合も含みます)を自己負担した場合

CASE 9 旅行途中で緊急帰国! オプション

旅行変更費用

- 被保険者または同行予約者の配偶者・3親等内の親族が死亡された場合、または危篤となった場合
- 被保険者または同行予約者の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、台風、などれ等により100万円以上の損害を受けた場合

(注)保険料領収前または契約日前に、保険金支払事由またはその原因(病気の発病等)が生じていた場合は保険金のお支払いの対象とはなりません。

CASE 10 突然帰国の必要が! オプション

緊急一時帰国費用

日本にいるご家族の身に不幸があったため、急に帰国することになった場合
(注)帰国後30日以内に再び海外の住宅へ戻ることがお支払いの要件となります。

CASE 11 扶養者が亡くなり留学継続が困難に! オプション

留学継続費用

留学生の扶養者が事故により死亡または重度後遺障害となり、留学生が扶養者によって扶養されなくなった場合
保険金額に残りの予定留学期間(端日数は日割)を乗じた額をお支払いします。

CASE 12 社員が死亡した! オプション

代替要員派遣費用

海外渡航中にケガ・病気による死亡または、3日以上の入院をされたことにより、会社(雇用主)がかわりの駐在員を派遣するための費用を負担した場合
契約者が会社(雇用主)の場合にご利用いただけます。

こんなときの保険金はお支払いできません。

- 故意、犯罪行為、闘争行為等
- 他覚症状のないむちうち症・腰痛
- 妊娠・出産等、歯科疾病
- 現金・クレジットカード等、コンタクトレンズ、ウィンドサーフィン等の用具の携行品損害・生活用動産損害
- 旅行出発前に発病した病気(※)の治療費
- 紛失、置き忘れの携行品損害

…など

ご契約いただくタイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。
(※)107、108、109タイプには、「疾病応急治療・救援費用」がセットされており、旅行出発前に発病し、医師の治療を受けたことがある病気の治療費をお支払いします。

(各プランにセットされる補償項目とオプションについて)

CASE	補償項目 ＼ プラン名	短期留学プラン(5ページ)	長期旅行プラン(6ページ)	留学生・ワーキングホリデープラン 宿泊施設(ホームステイ・ホテル)滞在向けプラン(7～8ページ)	留学生・ワーキングホリデープラン 居住施設(アパート・借家)滞在向けプラン(7～8ページ)	海外駐在員プラン 駐在員専用プラン(9ページ)	海外駐在員プラン 駐在員家族用専用プラン(9ページ)
	対象期間	1日～31日まで	32日～6か月まで	32日～5年まで	32日～5年まで	1年間まで	1年間まで
CASE 1	傷害死亡	○	○	○	○	○	○
	疾病死亡	○	○	○	○	○	○
CASE 2	傷害後遺障害	○	○	○	○	○	○
CASE 3	治療・救援費用	○	○	○	○	○	○
	疾病応急治療・救援費用	○					
CASE 4	入院一時金	○					
CASE 5	個人賠償責任	○	○	○			
	個人賠償責任(長期契約用)				○		
	家族総合賠償責任 被害者治療費用					○(※1)	△(※2)
CASE 6	携行品損害	○	○	○			
CASE 7	生活用動産(長期契約用)				○	○	△(※2)
CASE 8	旅行事故緊急費用	○					
	航空機寄託手荷物遅延		○	○			
	航空機遅延費用		○	○			
CASE 9	旅行変更費用	オプション	オプション(※3)				
CASE 10	緊急一時帰国費用			オプション(※4)	オプション(※4)		
CASE 11	留学継続費用			オプション	オプション		
CASE 12	代替要員派遣費用					オプション	

(※1) 自動車賠償責任に関する補償は駐在員専用プランの選択になります。
(※2) 駐在員本人が駐在員専用プランをご契約の場合、駐在員本人の補償に含まれます。
(※3) 保険期間が3か月以内に限ります。
(※4) 保険期間が3か月以上で、海外渡航中の住宅が特定できる場合に限ります。

短期留学プラン（1日〜31日まで）

「短期留学プラン」は、保険期間（旅行期間）が31日以内の「留学」を旅行目的とする短期留学生向けのプランです。

⚠重要 タイプのご選択・ご契約にあたって

①保険始期日（旅行出発日）時点で18歳以上の方は、ご旅行に行かれる方ご自身がご契約者（お申込人）としてご契約いただくことをお勧めいたします。
②被保険者（旅行者）が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は他の傷害保険契約（他の傷害保険の詳細は申込書にてご確認ください）等との合算でそれぞれ3,000万円（被保険者本人の旅行目的が留学の場合）までとなります。
●保険始期日（旅行出発日）時点で15歳未満の場合。
●保険始期日（旅行出発日）時点で15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合（ご契約者と被保険者が異なる契約）。
③ご帰国が31日間を超えることが予想される方や2名以上の被保険者（旅行者）について1枚の申込書でご契約をご希望の方は当プランのご利用はできませんのでお申出ください。
④ご希望のご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。保険期間（旅行期間）は旅行出発日を含めて数えます。「8月3日〜8月10日」までの保険期間は、「8日」となります。他のご契約タイプをご希望の方はお申出ください。
⑤ご契約にあたっては「ご契約いただく海外旅行保険の概要」をご覧ください。

短期留学プランご契約タイプ一覧表

	ご契約タイプ	107	108 おすすめ	109
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	7,000万円	5,000万円	3,000万円
	傷害後遺障害	7,000万円	5,000万円	3,000万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限※1	無制限※1	無制限※1
	疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円
	入院一時金	5万円	5万円	5万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	55万円	40万円	35万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円
保険期間（保険のご契約期間）／合計保険料	1日	5,350円	4,380円	3,610円
	2日	6,230円	5,190円	4,360円
	3日	7,100円	5,990円	5,140円
	4日	7,980円	6,760円	5,860円
	5日	9,060円	7,700円	6,750円
	6日	10,240円	8,690円	7,640円
	7日	11,200円	9,520円	8,400円
	8日	11,940円	10,180円	9,030円
	9日	12,700円	10,840円	9,640円
	10日	13,470円	11,510円	10,270円
	11日	14,300円	12,220円	10,920円
	12日	15,060円	12,880円	11,530円
	13日	15,950円	13,660円	12,240円
	14日	16,650円	14,270円	12,810円
	15日	17,330円	14,860円	13,350円
	17日まで	18,290円	15,710円	14,150円
	19日まで	19,880円	17,070円	15,380円
	21日まで	21,250円	18,250円	16,470円
	23日まで	22,140円	18,980円	17,100円
	25日まで	23,020円	19,690円	17,700円
	27日まで	23,950円	20,410円	18,310円
	29日まで	24,950円	21,230円	19,020円
	31日まで	25,840円	21,980円	19,680円

※1 無制限：旅行中のケガや旅行中にかかった病気により要する治療費用や救援費用が保険金のお支払いの対象となる場合に、保険金額（支払限度額）を無制限とすることです。**治療・救援費用を終身補償することではありません。**また、ケガの場合は事故の発生の日から、病気の場合は医師の治療開始日からその日を含めて180日以内の治療費用がお支払いの対象になります。お支払項目によっては、救援者の人数など限度を有するものがあります。

■ご注意
1.ご契約タイプには、「救援に関する通訳雇入費用補償特約」「救援者費用等追加補償特約（保険金額300万円）」「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」「携行品損害追加補償特約」がセットされております。
2.携行品損害の対象となるのは、被保険者（旅行者）が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りたものを含む）かつ携行する身の回り品になります。（例えば、お子様のみの契約で同行のご両親の携行品損害は補償されませんのでご注意ください。）
3.「個人賠償責任」「携行品損害」の自己負担額は0円です。
4.左記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度額を有するものがあります。

長期旅行プラン（32日〜6か月まで）

「長期旅行プラン」は、保険期間（旅行期間）32日以上の長期旅行者向けのプランです。
※旅行目的が観光・海外ウエディング・商用の保険期間は6か月までです。

⚠重要 タイプのご選択・ご契約にあたって

①保険始期日（旅行出発日）時点で18歳以上の方は、ご旅行に行かれる方ご自身がご契約者（お申込人）としてご契約いただくことをお勧めいたします。
②被保険者（旅行者）が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は他の傷害保険契約（他の傷害保険の詳細は申込書にてご確認ください）等との合算でそれぞれ1,000万円（被保険者本人の旅行目的が留学の場合は3,000万円）までとなります。
●保険始期日（旅行出発日）時点で15歳未満の場合。
●保険始期日（旅行出発日）時点で15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合（ご契約者と被保険者が異なる契約）。
③保険始期日（旅行出発日）時点で75歳以上の方は、傷害死亡1,000万円、傷害後遺障害1,000万円、疾病死亡500万円が上限となります。該当される方は別途お申出ください。
④2名以上の被保険者（旅行者）について1枚の申込書でご契約をご希望の方は当プランのご利用はできませんのでお申出ください。
⑤ご希望のご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。保険期間（旅行期間）は旅行出発日を含めて数えます。「8月3日〜11月2日」までの保険期間は「3か月まで」、「8月3日〜11月3日」までの保険期間は「4か月まで」となります。他のご契約タイプをご希望の方や、掲載のない期間の保険料についてはお申出ください。
⑥ご契約にあたっては「ご契約いただく海外旅行保険の概要」をご覧ください。

長期旅行プランご契約タイプ一覧表

	ご契約タイプ	197	198 おすすめ	199	200
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限※1	無制限※1	無制限※1	無制限※1
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	60万円	50万円	40万円	30万円
	航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円	10万円
	航空機遅延費用	2万円	2万円	2万円	2万円
保険期間（保険のご契約期間）／合計保険料	32日〜34日	25,270円	22,070円	18,860円	15,660円
	39日まで	28,390円	24,940円	21,480円	18,030円
	46日まで	32,180円	28,470円	24,770円	21,060円
	53日まで	36,730円	32,680円	28,640円	24,590円
	2か月まで	42,250円	37,790円	33,320円	28,860円
	3か月まで	56,230円	50,600円	44,980円	39,360円
	4か月まで	78,030円	70,610円	63,190円	55,780円
	5か月まで	99,490円	90,300円	81,110円	71,920円
	6か月まで	120,860円	109,870円	98,890円	87,900円

※1 無制限：旅行中のケガや旅行中にかかった病気により要する治療費用や救援費用が保険金のお支払いの対象となる場合に、保険金額（支払限度額）を無制限とすることです。**治療・救援費用を終身補償することではありません。**また、ケガの場合は事故の発生の日から、病気の場合は医師の治療開始日からその日を含めて180日以内の治療費用がお支払いの対象になります。お支払項目によっては、救援者の人数など限度を有するものがあります。

■ご注意
1.ご契約タイプには「救援に関する通訳雇入費用補償特約」「救援者費用等追加補償特約（保険金額300万円）」「携行品損害追加補償特約」がセットされております。
2.携行品損害の対象となるのは、被保険者（旅行者）が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りたものを含む）かつ携行する身の回り品になります。（例えば、お子様のみの契約で同行のご両親の携行品損害は補償されませんのでご注意ください。）
3.「個人賠償責任」「携行品損害」の自己負担額は0円です。
4.上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。

▼この特約は保険期間（旅行期間）が3か月以内の場合に加入できます。

オプション

［旅行変更費用補償特約］
出国中止費用補償対象外特約セット

■追加保険料をお支払いいただくことにより、セットできます。
■旅行変更費用補償特約は、渡航先にて地震が発生した等の理由により旅行を中途で取りやめて帰国する際の交通費　などをお支払いします。出国前に旅行を取消したときの取消費用などはお支払いの対象となりません。（出国中止費用補償対象外特約がセットされております。）

保険期間（保険のご契約期間）		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
保険金額（ご契約金額）保険料	10万円	40円	50円	50円	50円	70円	80円	90円	90円	100円	110円	120円	130円	140円	140円	150円
	20万円	90円	100円	100円	110円	130円	160円	170円	190円	210円	220円	240円	260円	280円	290円	300円
	30万円	130円	150円	160円	160円	200円	230円	260円	280円	310円	340円	360円	390円	410円	430円	450円
	40万円	180円	200円	210円	210円	270円	310円	340円	380円	420円	450円	480円	520円	550円	580円	600円

保険期間（保険のご契約期間）		17日まで	19日まで	21日まで	23日まで	25日まで	27日まで	29日まで	31日まで	34日まで	39日まで	46日まで	53日まで	2か月まで	3か月まで
保険金額（ご契約金額）保険料	10万円	160円	170円	190円	200円	210円	230円	240円	260円	280円	310円	350円	390円	440円	590円
	20万円	320円	340円	370円	400円	430円	460円	490円	520円	550円	630円	700円	780円	870円	1,180円
	30万円	480円	510円	560円	600円	640円	680円	730円	780円	830円	940円	1,060円	1,160円	1,310円	1,770円
	40万円	630円	690円	750円	800円	850円	910円	970円	1,040円	1,110円	1,260円	1,410円	1,550円	1,750円	2,360円

［ご注意］1.保険金額は、旅行代金または中途で帰国する際にかかる費用のいずれか高い金額でお選びください。　2.中途帰国のための費用は旅行方面により次の金　額が目安となります。東南アジア・ハワイ：10万円、北米・オセアニア・アフリカ：20万円、ヨーロッパ・南米：30万円　3.出国中止費用をご希望の方は、お申出ください。

留学生・ワーキングホリデープラン(32日〜5年まで)

「留学生・ワーキングホリデープラン」は、保険期間(旅行期間)が32日以上の「留学やワーキングホリデー」を旅行目的とするプランです。

⚠重要 タイプのご選択・ご契約にあたって

①保険始期日(旅行出発日)時点で18歳以上の方は、ご旅行に行かれる方ご自身がご契約者(お申込人)としてご契約いただくことをお勧めいたします。
②被保険者(旅行者)が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は他の傷害保険契約(他の傷害保険の詳細は申込書にてご確認ください)等との合算でそれぞれ3,000万円(被保険者本人の旅行目的が留学かワーキングホリデーの場合)までとなります。
●保険始期日(旅行出発日)時点で15歳未満の場合。
●保険始期日(旅行出発日)時点で15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合(ご契約者と被保険者が異なる契約)。
③保険始期日(旅行出発日)時点で75歳以上の方は、傷害死亡1,000万円、傷害後遺障害1,000万円、疾病死亡500万円が上限となります。該当される方は別途お申出ください。
④ご希望のご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。保険期間(旅行期間)は旅行出発日を含めて数えます。「8月3日〜11月2日」までの保険期間は「3か月まで」、「8月3日〜11月3日」までの保険期間は「4か月まで」となります。他のご契約タイプをご希望の方はお申出ください。
⑤ご契約にあたっては「ご契約いただく海外旅行保険の概要」をご覧ください。

⚠重要 居住施設(アパート・借家)を利用される方、または渡航後、アパート・借家を利用される可能性のある方は、居住施設(アパート・借家)滞在向けプランをおすすめします。

宿泊施設(ホームステイ・ホテル)滞在向けプランの携行品損害補償特約では、居住施設内(アパート・借家)にある場合の携行品損害はお支払い対象外になります。また家財道具等の生活用動産も携行品には該当しないため保険の対象に含まれません。個人賠償責任補償特約においては、戸室を賃借している場合の部屋に与えた損害賠償はお支払いの対象外になります。留学先で建物またはマンションの戸室を賃借して使用する場合、および生活用動産の補償を希望される場合は必ず居住施設(アパート・借家)滞在向けプランをお選びください。

居住施設(アパート・借家)で生活する場合

生活用動産(長期契約用)
滞在中のアパートやホテルで盗難・火災などにより家財・携行品に損害があった場合

個人賠償責任(長期契約用)
滞在先の部屋を水浸しにしてしまうなどして法律上の損害賠償責任を負った場合

留学生・ワーキングホリデープランご契約タイプ一覧表

宿泊施設(ホームステイ・ホテル)滞在向けプラン

	ご契約タイプ	196	197	198 (おすすめ)	199	200
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限※1	無制限※1	無制限※1	無制限※1	無制限※1
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	70万円	60万円	50万円	40万円	30万円
	航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	航空機遅延費用	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
保険期間(保険のご契約期間)/合計保険料	32日〜34日	29,250円	25,270円	22,070円	18,860円	15,660円
	39日まで	32,700円	28,390円	24,940円	21,480円	18,030円
	46日まで	36,860円	32,180円	28,470円	24,770円	21,060円
	53日まで	41,900円	36,730円	32,680円	28,640円	24,590円
	2か月まで	48,000円	42,250円	37,790円	33,320円	28,860円
	3か月まで	63,580円	56,230円	50,600円	44,980円	39,360円
	4か月まで	87,840円	78,030円	70,610円	63,190円	55,780円
	5か月まで	111,720円	99,490円	90,300円	81,110円	71,920円
	6か月まで	135,540円	120,860円	109,870円	98,890円	87,900円
	7か月まで	159,680円	142,500円	129,680円	116,870円	104,050円
	8か月まで	183,640円	164,030円	149,430円	134,830円	120,230円
	9か月まで	208,450円	186,280円	169,820円	153,360円	136,900円
	10か月まで	232,920円	208,220円	189,910円	171,590円	153,270円
	11か月まで	256,320円	229,230円	209,160円	189,080円	169,010円
	1年まで	280,700円	251,110円	229,200円	207,290円	185,390円
	2年	561,400円	502,210円	458,400円	414,590円	370,780円
	3年	842,110円	753,320円	687,600円	621,880円	556,160円
	4年	1,122,790円	1,004,400円	916,780円	829,160円	741,530円
	5年	1,403,500円	1,255,520円	1,145,990円	1,036,460円	926,930円

居住施設(アパート・借家)滞在向けプラン

	ご契約タイプ	204	205	206 (おすすめ)	207	208
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限※1	無制限※1	無制限※1	無制限※1	無制限※1
	個人賠償責任(長期契約用)	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
	生活用動産(長期契約用)	80万円	70万円	60万円	50万円	40万円
保険期間(保険のご契約期間)/合計保険料	32日〜34日	22,570円	19,980円	18,030円	16,000円	13,880円
	39日まで	25,620円	22,800円	20,690円	18,480円	16,170円
	46日まで	30,130円	26,930円	24,540円	22,050円	19,450円
	53日まで	35,480円	31,770円	29,030円	26,180円	23,220円
	2か月まで	41,450円	37,230円	34,130円	30,910円	27,560円
	3か月まで	56,640円	51,030円	46,930円	42,670円	38,260円
	4か月まで	79,400円	71,710円	66,140円	60,390円	54,450円
	5か月まで	101,590円	91,870円	84,880円	77,670円	70,250円
	6か月まで	123,650円	111,870円	103,440円	94,760円	85,830円
	7か月まで	145,950円	132,080円	122,180円	112,000円	101,550円
	8か月まで	168,110円	152,210円	140,880円	129,250円	117,320円
	9か月まで	190,950円	172,920円	160,110円	146,970円	133,490円
	10か月まで	213,540円	193,390円	179,100円	164,440円	149,410円
	11か月まで	235,210円	213,060円	197,360円	181,260円	164,770円
	1年まで	257,720円	233,480円	216,310円	198,720円	180,710円
	2年	515,430円	466,940円	432,610円	397,430円	361,410円
	3年	773,150円	700,420円	648,920円	596,150円	542,110円
	4年	1,030,850円	933,870円	865,210円	794,850円	722,800円
	5年	1,288,570円	1,167,350円	1,081,520円	993,570円	903,510円

※1 無制限:旅行中のケガや旅行中にかかった病気により要する治療費用や救援費用が保険金のお支払いの対象となる場合に、保険金額(支払限度額)を無制限とすることです。**治療・救援費用を終身補償することではありません。**
また、ケガの場合は事故の発生の日から、病気の場合は医師の治療開始日からその日を含めて180日以内の治療費用がお支払いの対象になります。お支払項目によっては、救援者の人数など限度を有するものがあります。

■ご注意　1.ご契約タイプには、「救援に関する通訳雇入費用補償特約」「救援者費用等追加補償特約(保険金額300万円)」「携行品損害追加補償特約」(196〜200のみ)がセットされております。
2.携行品損害の対象となるのは、被保険者(旅行者)が所有(旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りたものを含む)かつ携行する身の回り品になります。(例えば、お子様のみの契約で同行のご両親の携行品損害は補償されませんのでご注意ください。)　3.「個人賠償責任」・「携行品損害」・「個人賠償責任(長期契約用)」・「生活用動産(長期契約用)」の自己負担額は0円です。　4.上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。

オプション 留学継続費用補償特約

追加保険料をお支払いいただくことにより、オプション[特約]をセットできます。

留学生の扶養者が事故により死亡または重度後遺障害となり、留学生が扶養者によって扶養されなくなった場合に、保険金額に残りの予定留学期間(端日数は日割)を乗じた額をお支払いします。

留学継続費用補償特約		保険金額(ご契約金額) 120万円	150万円	200万円
保険料	1年	530円	660円	880円
	2年	3,140円	3,930円	5,240円
	3年	7,850円	9,810円	13,080円
	4年	14,640円	18,300円	24,400円
	5年	23,520円	29,400円	39,200円

■ご注意　留学にかかわる費用を扶養者が負担している場合にご利用いただけます。(留学費用負担のない場合にはご加入できません。)
「留学継続費用補償特約」は、ワーキングホリデーを旅行目的とする場合は、ご加入できません。

▼この特約は保険期間(旅行期間)が3か月以上の場合および海外渡航中の住宅が特定できる場合に加入できます。

オプション 緊急一時帰国費用補償特約

追加保険料をお支払いいただくことにより、オプション[特約]をセットできます。
日本にいるご家族の身に不幸があったため、急に帰国することになった場合。

保険金額の目安	
アジア	40万円
北米・中米・南米・オセアニア・中近東	70万円
ヨーロッパ・アフリカ	100万円

緊急一時帰国費用補償特約		保険金額(ご契約金額) 40万円	70万円	100万円
保険料	3か月	4,290円	7,500円	10,710円
	4か月まで	5,240円	9,170円	13,090円
	5か月まで	6,070円	10,620円	15,180円
	6か月まで	6,900円	12,080円	17,260円
	7か月まで	7,740円	13,540円	19,340円
	8か月まで	8,570円	15,000円	21,430円
	9か月まで	9,400円	16,460円	23,510円
	10か月まで	10,240円	17,920円	25,590円
	11か月まで	11,070円	19,370円	27,680円
	1年まで	11,900円	20,830円	29,760円
	2年	23,810円	41,660円	59,520円
	3年	35,710円	62,500円	89,280円
	4年	47,620円	83,330円	119,040円
	5年	59,520円	104,160円	148,800円

海外駐在員プラン

「海外駐在員プラン」は被保険者（渡航者または、その家族）が駐在を旅行目的とし、企業・団体等を契約者とするプランです。

⚠重要　タイプのご選択・ご契約にあたって

①ご契約者（お申込人）は被保険者を駐在として派遣する企業・団体等となります。個人でお申込みをご希望の場合は、別途お申出ください。
②傷害死亡保険金額が3,000万円を超えるタイプをご希望の場合、被保険者（旅行者）による同意署名が必要となります。
③保険期間が1年間の保険料をご案内しております。保険期間が1年を超える場合は、別途お申出ください。
④ご希望のご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。他のご契約タイプをご希望の方はお申出ください。
保険期間（旅行期間）は旅行出発日を含めて数えます。例:「2010年8月3日～2011年8月2日」は、1年間となります。「2010年8月3日～2011年8月3日」の場合は、1年と1日（日割）の保険料となります。
⑤ご契約にあたっては「ご契約いただく海外旅行保険の概要」をご覧ください。

駐在員専用プランご契約タイプ一覧表

表中の「合計保険料」下段の保険料は自動車賠償責任に関する補償をセットしない場合の保険料です。（海外で自動車を運転され、現地の自動車保険では支払いきれない場合の上乗せ補償を希望される場合には上段をお勧めします。）

	ご契約タイプ	189	190（おすすめ）	191	192
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	7,000万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円
	傷害後遺障害	7,000万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,800万円
	家族総合賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
	被害者治療費用	20万円	20万円	20万円	20万円
	生活用動産（長期契約用）	300万円	300万円	300万円	300万円
合計保険料／保険期間（保険のご契約期間）1年間	北米	278,760円	261,870円	244,990円	236,540円
		259,050円	242,160円	225,280円	216,830円
	オセアニア ヨーロッパ	267,960円	251,070円	234,190円	225,740円
		258,090円	241,200円	224,320円	215,870円
	アジア 中近東・中南米 アフリカ	262,080円	245,190円	228,310円	219,860円
		257,130円	240,240円	223,360円	214,910円

駐在員家族用専用プランご契約タイプ一覧表（1名につき）

	ご契約タイプ	193	194	195
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	2,000万円	1,800万円	1,500万円
合計保険料／保険期間（保険のご契約期間）1年間		148,400円	139,950円	130,750円

オプション

代替要員派遣費用補償特約

追加保険料をお支払いいただくことにより、オプション[特約]をセットできます。
海外渡航中にケガ・病気による死亡または、3日以上の入院をされた場合、会社（雇用主）が代わりの駐在員を派遣するための費用をお支払いします。なお、代替要員派遣費用補償特約は、契約者が会社（雇用主）の場合にご利用いただけます。

代替要員派遣費用補償特約:
合計保険料／保険期間（保険のご契約期間）1年間

保険金額（ご契約金額）			
50万円	100万円	150万円	200万円
650円	1,290円	1,940円	2,580円

■ご注意　1.ご契約タイプには、「救援に関する通訳雇入費用補償特約」「救援者費用等追加補償特約（保険金額300万円）」「賠償責任・生活用動産の家族補償特約（長期契約用）（除く駐在員家族専用プラン）」がセットされております。
2.「生活用動産（長期契約用）」の自己負担額は0円です。家族総合賠償責任の自己負担額は0円ですが、自動車損害賠償責任については「ご契約いただく海外旅行保険の概要」に記載（P.11参照）のとおりとなります。

ご契約いただく海外旅行保険の概要

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

ご契約いただくタイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。
ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合は、被保険者の法定相続人)にお支払いします。 注 同一のケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	<「傷害死亡」「傷害後遺障害」共通> 1.次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんかや自殺・犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術（事故による傷害の治療を除きます。） ⑦戦争、革命などの事変 ⑧核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑨自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 2.原因がいかなるときでも、むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの　など
傷害後遺障害	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%～ 100%をお支払いします。ただし、傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
治療・救援費用 ［救援に関する通訳雇入費用補償特約セット 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット（保険期間31日までの契約の場合） 救援者費用等追加補償特約セット］	<傷害治療費用> 責任期間*中の事故によるケガ*が原因で医師の治療を受けられた場合（義手、義足の修理を含みます。） <疾病治療費用> ①「責任期間*中に発病した病気」または「責任期間*終了後72時間以内に発病した病気（その原因が責任期間*中に発生したものに限ります。）」により、責任期間*終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始された場合 ②責任期間*中に感染した特定の感染症*により責任期間*終了後その日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始された場合 <救援費用> 被保険者が次の①～⑥までのいずれかに該当した場合 ①責任期間*中の事故によるケガ*または自殺行為がもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または3日以上続けて入院された場合 ②責任期間*中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡された場合 ③責任期間*中に発病した病気により、責任期間*終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合、または3日以上続けて入院された場合（責任期間*中に医師の治療を開始した場合に限ります。） ④責任期間*中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登はん中に遭難した場合 ⑤責任期間*中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合 注 被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救援者にかかる費用は対象外です。 ⑥責任期間*中に誘拐された、または行方不明になったことを警察等公的機関に届出された場合	お支払いする保険金は1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 <傷害・疾病治療費用> 被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額をお支払いします（ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。）。 ①診療費・入院費関係（入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や医師の治療を受け医師の指示により宿泊施設で静養した場合の宿泊施設客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。）、入院・通院のための交通費および治療のために必要な通訳雇入費。 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用。 ③法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所の消毒を命じられた場合の消毒費用。 ④入院により必要となった被保険者の通信費および身の回り品購入費（身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円を1回のケガ、病気の限度とします。） ⑤医師の治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための被保険者の交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額がある場合は、その額を控除します。） 注1 日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。 注2 カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療のために支出した費用についてはお支払いできません。 <救援費用> 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。（「保険金をお支払いする場合」の⑥は300万円上限） ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの航空機等の往復運賃（救援者3名分まで） ③救援者の現地および現地までの行程における宿泊施設客室料（救援者3名分かつ1名につき14日分まで） ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は控除します。） ⑤遺体の処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用 ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費、入院または救援に必要な身の回り品購入費、救援に必要な通訳雇入費（合計20万円まで、傷害・疾病治療費用の④で支払われる費用は除きます。）	<傷害治療費用> 上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①～⑨および2.に該当する場合に同じ <疾病治療費用> 上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、⑦、⑧により発病した病気および2.に該当する場合に加え、 ・妊娠、出産、早産、流産による病気（保険期間が31日までの契約（保険期間が延長された場合は31日目まで）に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により医師の治療を開始した場合については保険金をお支払いします。） ・歯科疾病 注 旅行出発前に発病した病気による疾病治療費用のお支払いはできません。ただし、疾病に関する応急治療・救援費用で保険金をお支払いできる場合があります。 <救援費用> 上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①(※1)、②(※1)、③(※2)、⑦、⑧により生じた事故および2.に該当する場合に加え、以下の事由により左記保険金をお支払いする場合③の入院をされた場合 ・妊娠、出産、早産、流産による病気（保険期間が31日までの契約（保険期間が延長された場合は31日目まで）に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により医師の治療を開始した場合については保険金をお支払いします。） ・歯科疾病 （※1）自殺行為によりその行為の日からその日を含め180日以内に死亡された場合は救援費用部分の保険金をお支払いします。 （※2）被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合は救援費用部分の保険金をお支払いします。 注 旅行出発前に発病した病気により入院した場合は、救援費用のお支払いはできません。ただし、疾病に関する応急治療・救援費用で保険金をお支払いできる場合があります。　など
疾病に関する応急治療・救援費用 （107、108、109タイプのみセット）	<治療費用> 責任期間*開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(※1)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化(※2)により医師の治療を受けられた場合 <救援費用> 責任期間*開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(※1)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化(※2)により3日以上続けて入院された場合 （※1）妊娠、出産、早産、流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。 （※2）海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。	上記「治療・救援費用」のお支払いする保険金のうち、症状が急激に悪化した病気1回につき、医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居（被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）に帰着するまでに要した費用であり、社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気に対して通常負担する費用に相当する金額を300万円限度にお支払いします。	上記「治療・救援費用」の保険金をお支払いできない主な場合<疾病治療費用>および<救援費用>に該当する場合に加え、 ・その病気の治療の開始が責任期間*終了後である場合 ・その病気の治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ・責任期間*開始前に、渡航先の病院・診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。） ・責任期間*中も継続して支出することが予定されていた費用。（例えば、透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカ、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用やインスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など）　など

ご契約いただく海外旅行保険の概要

ご契約いただくタイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。
ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。

<table>
<tr><th>補償項目</th><th>保険金をお支払いする場合</th><th>お支払いする保険金</th><th>保険金をお支払いできない主な場合</th></tr>
<tr><td>疾病死亡</td><td colspan="2">次のいずれかに該当した場合は、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合は、被保険者の法定相続人)にお支払いします。
①責任期間*中に病気により死亡された場合
②「責任期間*中に発病した病気」または「責任期間*終了後72時間以内に発病した病気（その原因が責任期間*中に発生したものに限ります。）」により、責任期間*終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合（ただし、責任期間*終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていたものに限ります。）
③責任期間*中に感染した特定の感染症*により責任期間*終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合</td><td>前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、⑦、⑧により発病した病気に加え、
・被保険者が被ったケガによる病気
・妊娠、出産、早産、流産による病気
・歯科疾病
など</td></tr>
<tr><td>入院一時金</td><td colspan="3">治療・救援費用保険金が支払われる場合で、その原因となったケガ、病気により被保険者が2日以上続けて入院したときに、入院一時金額をお支払いします。1回のケガ、病気につきお支払いは1回に限ります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人賠償責任</td><td>責任期間*中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
注 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</td><td>1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬費用、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。
注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。</td><td rowspan="2">前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、
・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害
・被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任
・被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任
・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任（※）
・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
・罰金、違約金、懲罰的賠償金
など</td></tr>
<tr><td colspan="2">（※）次のものに対する損害賠償責任に対しては右記保険金をお支払いできない主な場合の「被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任」の記載に関わらず保険金をお支払いいたします。
・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）について生じた損害
・居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に与えた損害
・賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用品について生じた損害</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人賠償責任（長期契約用）</td><td>保険期間中に被保険者ご本人が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
・被保険者の旅行のための宿泊施設、居住施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
・日常生活に起因する偶然な事故
注 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときもお支払いの対象となります。</td><td>1回の事故につき、個人賠償責任（長期契約用）保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬費用、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。
注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。</td><td rowspan="2">前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、
・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害
・被保険者の職務遂行（アルバイトを含みます。）に起因する損害賠償責任
・被保険者の使用人（家事使用人は除きます。）が被保険者の業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任
・被保険者の親族に対する損害賠償責任
・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任（※）
・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
・罰金、違約金、懲罰的賠償金　など</td></tr>
<tr><td colspan="2">（※）次の損害に対する損害賠償責任に対しては右記保険金をお支払いできない主な場合の「被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任」の記載に関わらず保険金をお支払いいたします。
・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）について生じた損害
・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害（ただし、建物・マンションの戸室全体を賃借している場合は、火災、爆発、破裂および漏水、放水、溢水（いっすい）による水濡れによる損害に限ります。）
・宿泊施設のうち客室以外および居住施設のうち部屋以外に与えた損害については、火災、爆発、破裂および漏水、放水、溢水（いっすい）による水濡れによる損害に限ります。
・賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用動産について生じた損害</td></tr>
<tr><td rowspan="2">家族総合賠償責任</td><td>保険期間中に被保険者ご本人およびそのご家族(※1)が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のもの(※2)を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
・あらかじめ指定した地域における、被保険者の居住のための住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
・日常生活に起因する偶然な事故
注1 自動車または車両の所有、使用、管理に起因する損害については、右記 注1 の自己負担額を超えた場合に限ります(自動車賠償責任危険補償対象外特約セットの場合は支払対象外となります。)。
(※1)保険証券に記載された者(被保険者ご本人)の他、日本国外に居住する次に掲げる者を含みます。
①ご本人の配偶者
②ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
③ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</td><td>1回の事故につき、家族総合賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。ただし、住宅内で一時的に預かったものに与えた損害については10万円を限度とします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬費用、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。
注1 自動車事故については、次表の金額または現地の自動車保険で支払われる金額のいずれか高い額を超えた部分の損害賠償金がお支払いの対象となります。
<table><tr><th>事故発生地(*1)</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>米国・カナダ</td><td>US$250,000</td></tr><tr><td>ヨーロッパ諸国(*2)、オセアニア諸国</td><td>US$100,000</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>US$ 30,000</td></tr></table>*1 いずれも属領、信託統治領を含みます。
*2 ロシア・東欧は上表の「上記以外」の区分となります。
注2 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。</td><td>前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、
・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害
・被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任
・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害(家事使用人については病気に限ります。)に起因する損害賠償責任
・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任（※2）
・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
・船舶、航空機の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
・自動車または車両による競技、競争、興行、試運転
・罰金、違約金、懲罰的賠償金　など</td></tr>
<tr><td colspan="3">(※2)次のものに対する損害賠償責任に対しては上記保険金をお支払いできない主な場合の「被保険者が所有、使用、管理する財物に対する損害賠償責任」の記載に関わらず保険金をお支払いいたします。
・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)について生じた損害
・火災、爆発、破裂および漏水、放水または溢水(いっすい)による水濡れにより被保険者の居住のための住宅に与えた損害
・賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用動産について生じた損害
・住宅内で一時的に預かったもの(パーティ招待客のコートなど)</td></tr>
</table>

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

<table>
<tr><th>補償項目</th><th>保険金をお支払いする場合</th><th>お支払いする保険金</th><th>保険金をお支払いできない主な場合</th></tr>
<tr><td>被害者治療費用</td><td>保険期間中に次の事故による他人の身体の障害について、被保険者がその治療費用を負担した場合
・あらかじめ指定した地域における、被保険者の居住のための住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
・日常生活に起因する偶然な事故</td><td>被害者1名につき、被害者治療費用保険金額を限度として、事故の発生の日から1年以内に要した治療費用をお支払いします。</td><td>・被保険者の職務遂行に起因する他人の身体の障害
・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害（家事使用人については病気に限ります。）
・被保険者と同居する親族の身体の障害
・被保険者の心神喪失に起因する他人の身体の障害
・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する他人の身体の障害
・自動車、オートバイ等の車両に起因する他人の身体の障害
など</td></tr>
<tr><td>携行品損害
［携行品損害追加補償特約セット］</td><td>責任期間*中に携行品(※)（カメラ、カバン、衣類、航空券、旅券、運転免許証など）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合
(※)被保険者が所有(旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れたものを含みます。)かつ携行する身の回り品をいいますが、次のものは対象となりません。
・現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、ウィンドサーフィン・サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ、ソフトウェア・プログラム等の無体物など
・被保険者が携行していないもの（被保険者の居住施設内にあるものや別送中のもの等）</td><td>携行品1つ（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計5万円）を限度として損害額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。
注1 損害額とは再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）または修繕費のいずれか低い方をいいます（修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費をお支払いします。）。
注2 旅券については、旅券の取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料、電信料、発給地における被保険者の宿泊施設客室料、発給用の写真代、発給のために必要な通訳雇入費を損害額とします（1事故につき合計10万円まで）。
注3 運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。</td><td>前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害
・差押え、没収、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊は対象となります。）
・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥
・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷
・偶然・外来の事故に起因しない電気的事故・機械的事故（故障等）
・保険の対象である液体の流失
・置き忘れ、紛失　など
なお、被保険者が有償で借りた携行品の損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、前記個人賠償責任で保険金をお支払いすることができます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活用動産（長期契約用）</td><td>保険期間中に海外現地の居住施設・宿泊施設内にある被保険者所有の家財・身の回り品(※)および通勤・買物・旅行などの際に携行している被保険者所有の身の回り品(※)が火災・盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合
(※)家財・身の回り品には、旅行行程開始前に被保険者が、その旅行のために他人から無償で借りたものを含みます。
注 次のものは対象となりません
現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、コンピュータープログラムおよびそのデータ、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動等を行うための用具、ウィンドサーフィン・サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、飲食料品、燃料品、輸送中の物、クリーニング等のため業者に委託した物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等、データ、ソフトウェア・プログラム等の無体物　など</td><td>家財・身の回り品1つ（1点・1組または1対）あたり20万円（乗車券・航空券等の場合は合計5万円）を限度として損害額をお支払いします。ただし、生活用動産（長期契約用）保険金額をもって同一年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。
注1 損害額とは時価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗（減価）分を控除して算出した金額）または修繕費のいずれか低い方をいいます。（修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費をお支払いします。）
注2 旅券については、旅券の取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料、電信料、発給地における被保険者の宿泊施設客室料、発給用の写真代（1事故につき合計5万円まで）
注3 運転免許証については、再発給手数料を損害額とします。</td><td>前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害
・差押え、没収、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊は対象となります。）
・保険の対象の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥、楽器の音色または音質の変化
・保険の対象に対する修理、調整、清掃
・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷
・偶然・外来の事故に起因しない電気的事故・機械的事故（故障等）
・置き忘れ、紛失
・詐欺、横領
・火災、爆発、風水災、盗難などを伴わないガラス器具、陶磁器、美術・骨とう品の破損事故、保険の対象である液体の流出
など</td></tr>
<tr><td colspan="3">「海外駐在員プラン」の場合、賠償責任・生活用動産の家族補償特約（長期契約用）がセットされ、保険証券に記載された者（被保険者ご本人）の他、日本国外に居住する次に掲げる者が所有する身の回り品の損害についてもお支払いの対象となります。
①ご本人の配偶者
②ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
③ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</td></tr>
</table>

＊印の用語のご説明

- ●「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。
- ●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
- ●「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

ご契約いただく海外旅行保険の概要

ご契約いただくタイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。
ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行事故緊急費用	責任期間*中に生じた予期せぬ偶然な事故(※1)がもとで、被保険者が責任期間*中に負担を余儀なくされた費用(※2)をお支払いします(※3)。 (※1) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社（ツアーオペレーターを含みます。）により、その発生が証明されるものに限ります。 (※2) ①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当な金額とします（他の特約で保険金支払の対象となる額、払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。）。ただし、③食事代については次のa.またはb.のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次のc.に該当した場合に限りお支払いします。 a.被保険者が搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 b.被保険者が搭乗した航空機の遅延（搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。）または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 c.被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が、目的地に運搬されなかった場合で、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に費用を負担した場合 (※3) 上記（※2）の①から⑥の合計で5万円が保険期間中の限度となります（ただし、③食事代については5千円が保険期間中の限度となります。）。また、⑦身の回り品購入費については、①〜⑥とは別に、10万円が保険期間中の限度となります。		前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の②、③、⑦〜⑨により生じた費用および 2.に該当する場合に加え、以下によって生じた費用 ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震・噴火、これらによる津波 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気の発病 ・歯科疾病 ・被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち、運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツを行っている間 など
航空機寄託手荷物遅延	被保険者が旅行行程中に航空機搭乗時(※)に運搬を寄託した手荷物が、航空機の到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかった場合 (※)被保険者が乗客として搭乗する航空機に限ります。	被保険者が支出した次の費用（他人への謝金・礼金を含みません。）を1回の事故につき10万円を限度にお支払いします。 ①衣類（寄託手荷物に含まれていた下着、寝間着など必要不可欠な衣類）購入費 ②生活必需品（寄託手荷物に含まれていた洗面用具、かみそり、くしなど）購入費 ③前記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費 注 被保険者が目的地に到着してから96時間以内に目的地にて負担した費用に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した後に負担した費用を除きます。	前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の⑦、⑧により生じた損害に加え ・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震・噴火、これらによる津波　など
航空機遅延費用	責任期間*中に次のいずれかに該当した場合 ①被保険者が搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 ②被保険者が搭乗した航空機の遅延（搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。）または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合	被保険者が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。ただし、1回の左記①の出発遅延、欠航、運休、搭乗不能、着陸地変更または左記②の到着機の遅延につき、2万円を支払いの限度とします。 ①出発地（着陸地・乗継地）において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担した宿泊施設等客室料、食事代、交通費（宿泊施設等への移動に要するタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用）、国際電話料等通信費（払戻しを受けた額または負担することを予定していた金額を控除します。） ②目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等	前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の⑦、⑧により生じた損害に加え ・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震・噴火、これらによる津波　など
緊急一時帰国費用 ご希望により追加してセットできるオプション特約	責任期間*中（一時帰国している期間を除きます。）に次のいずれかに該当したことにより緊急に一時帰国した場合 ①被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の死亡 ②被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の危篤 ③被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の搭乗する航空機または船舶の行方不明・遭難 注 ①〜③のいずれかに該当した日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、帰国後30日以内に再び海外の滞在地へ戻ることがお支払いの要件となります。	保険契約者または被保険者が支出した費用のうち社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。ただし、1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。 ①被保険者の一時帰国に要する通常の経路による往復の航空運賃等の交通費 ②一時帰国の行程および一時帰国した地における被保険者の宿泊施設等客室料（14日分まで③と合計で20万円まで） ③通信費、渡航手続費および一時帰国した地において支出した交通費（②と合計で20万円まで） 注 同一の配偶者・親族について同一の事由により複数回一時帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用はお支払いしません。ただし、同一の配偶者・親族の危篤により2回目の帰国をした場合で、その一時帰国後30日以内に死亡した場合は、その一時帰国についても保険金をお支払いします。	・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・海外渡航開始前または保険期間開始前（継続契約の場合はこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の開始時）のいずれか遅い時より前に発病した病気 ・左記「保険金をお支払いする場合」①、②の原因または③の事由が発生したとき以前に購入またはその予約がなされた航空券等を利用して一時帰国した場合　など 注 この保険金の支払対象となる費用について保険契約者または被保険者が勤務先の慶弔規定等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行変更費用 ［出国中止費用補償対象外特約セット］ ご希望により追加してセットできるオプション特約	出国してから次のいずれかに該当したことにより、被保険者が旅行を途中で取りやめ帰国した場合 ①被保険者、同行予約者（以下「被保険者等」といいます。）または被保険者等の配偶者もしくは被保険者等の3親等内の親族が死亡された場合または危篤となった場合 ②被保険者等がケガ*や病気(※)で入院された場合または、被保険者等の配偶者もしくは被保険者等の2親等内の親族がケガ*や病気(※)で14日以上継続して入院された場合（14日経過以前に死亡された場合を含みます。） ③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登はん中に遭難した場合 ④急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑤被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、台風、なだれ等により100万円以上の損害を受けた場合 ⑥被保険者等が証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合 ⑦被保険者等の渡航先またはこれから訪れる予定の渡航先において、次のいずれかの事由が発生した場合 ・地震・噴火、これらによる津波 ・戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為 ・利用を予定していた運送機関・宿泊機関等の事故または火災 ・渡航先に対する日本国政府の退避勧告等の発出 ⑧被保険者等に官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合 ⑨被保険者等に災害対策基本法に基づく避難指示等が公的機関から出された場合 (※)妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。	保険契約者、被保険者またはこれらの法定相続人が負担した次の費用を、旅行変更費用保険金額を限度にお支払いします（旅行が企画旅行の場合は下記1．または3．のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記2．または3．のいずれか高い額をお支払いします。）。 1．次の算式により算出した額 $\text{旅行変更費用保険金額または旅行代金のいずれか小さい金額} \times \frac{\text{中途帰国した日以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}}$ 注 旅行代金について払い戻しが受けられる場合は、旅行代金より払い戻しの額を控除した額を旅行代金とします。 2.次の費用 ①中途帰国したことにより取消料・違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用（出国後3か月以内に提供を受けるものに限ります。） ②渡航手続費として支払った費用。 注 上記費用には今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。また、②の費用については、中途帰国した後に使用できるものに対する費用も除きます。 3.次のいずれかに該当する場合の帰国に要する①、②の費用 ・航空券等（その利用日が出国後3か月以内の場合に限ります。）の購入の予約がされているか既に購入されている場合 ・旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合 ①被保険者の航空運賃等交通費 ②被保険者の宿泊施設等客室料（14日分限度）、通信費、渡航手続費（合計20万円まで） 注 中途帰国したことにより払戻しを受けた運賃、治療・救援費用保険金により支払われる額を控除します。） ◎この特約の責任期間は、出国日当日に保険のご契約をされた場合でも、保険契約日の翌日午前0時に開始します。	次の①〜④により生じた費用 ①次のような原因により左記「保険金をお支払いする場合」の①〜⑤に該当した場合 ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんかや自殺・犯罪行為 ・被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転、麻薬などを使用しての運転 ・日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ・戦争、革命などの事変 ・核燃料物質による事故または放射能汚染 ②むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないものによって左記「保険金をお支払いする場合」の②が生じた場合 ③保険料領収前または契約日前に、左記「保険金をお支払いする場合」の①〜⑨に該当していた場合またはその原因（死亡・危篤・入院等の原因となったケガの発生、病気の発病または隔離の原因となった感染症の発病をいいます。）が生じていた場合 ④ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツまたは自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、興行、試運転によって左記「保険金をお支払いする場合」の①、②が生じた場合　など
留学継続費用 ご希望により追加してセットできるオプション特約	あらかじめ指定された被保険者（留学生(※)）の扶養者が次のいずれかに該当する状態になり、被保険者が扶養者に扶養されなくなった場合 ①保険期間中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②保険期間中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害を被った場合。 （重度後遺障害の例） ・両目が失明した。 ・咀（そ）しゃくまたは言語の機能を全廃した。 など (※)留学生とは勉学、研修および技術習得を目的として海外の学校に留学する方をいいます。	扶養者が左記保険金をお支払いする場合①、②の状態となった時から予定留学終了時までの年数に、留学継続費用保険金額を乗じた額を一時にお支払いします。（1年未満の日数があるときは日割によります。） 注 予定留学終了時までの期間と一致するように保険期間を設定してください。	前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の②、④〜⑧に加え ①扶養者の死亡・重度後遺障害が次のような原因により生じたものである場合 ・保険契約者、被保険者や扶養者の故意または重大な過失 ・扶養者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転、麻薬などを使用しての運転 ②扶養者が左記保険金をお支払いする場合①、②の状態になった時に被保険者が学校に在籍する学生・生徒でない場合 ③扶養者が左記保険金をお支払いする場合①、②の状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合　など

＊印の用語のご説明

●「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。
●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
●「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

ご契約いただく海外旅行保険の概要

ご契約いただくタイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。
ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
代替要員派遣費用 ご希望により追加してセットできるオプション特約	次のいずれかに該当したことにより被保険者の使用者(雇用主など)が代替要員を派遣した場合 ①被保険者が責任期間*中の事故によるケガ*または自殺行為が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②被保険者が責任期間*中に病気または妊娠・出産・早産・流産を原因として責任期間*中に死亡された場合 ③被保険者が責任期間*中に発病した病気(責任期間*中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。)が原因で責任期間*終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合 ④被保険者が責任期間*中の事故によるケガ*または責任期間*中に発病した病気(責任期間*中に医師の治療を開始した場合に限ります。)が原因で継続して3日以上入院(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)された場合	代替要員を派遣したことにより被保険者の使用者(雇用主など)が支出した次の費用を使用者にお支払いします。ただし、代替要員派遣費用保険金額をもって同一年度内に生じたケガ、発病した病気に対する支払いの限度とします。また、お支払いする費用は「保険金をお支払いする場合」の①～④に該当した日からその日を含めて180日以内に使用者が負担した費用に限ります。 ①代替要員1名分の勤務地までの航空運賃等の往復運賃 ②代替要員1名分の勤務地および勤務地までの行程における宿泊施設客室料(「保険金をお支払いする場合」の①～③に該当した場合は30日分まで、「保険金をお支払いする場合」の④に該当した場合は被保険者の入院日数の2倍の日数分または30日分のいずれか短い日数分を限度とします。)	前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の②(※1)、③(※2)、⑦、⑧.および2.に該当する場合に加え、 ・保険契約者、被保険者や使用者の故意または重大な過失 (※1)自殺行為により、その行為の日からその日を含め180日以内に死亡された場合は保険金をお支払いします。 (※2)責任期間*中に被ったケガ*を直接の原因として、そのケガの原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は保険金をお支払いします。 など

●保険期間が3か月以上の場合は、「一時帰国中補償特約」がセットされます。(数次旅行者に関する特約がセットされている場合を除きます。)

一時帰国中補償	責任期間*中の途中で、被保険者が一時的に日本に帰国する場合に、被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して30日間、非居住者である場合は90日間を旅行行程中とみなしてご契約いただいたプランに基づく保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金、賠償責任保険金に限ります。)をお支払いします。

***印の用語のご説明**

●「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。

もしもの時でも、海外主要55都市に
日本語対応のJiデスクが設置されているから安心! (2011年11月現在)

海外主要55都市をカバー

アジア・グアム・サイパンのJiデスク

アメリカ・ハワイ・オセアニアのJiデスク

バンクーバー
サンフランシスコ
シカゴ
トロント
ニューヨーク
HAWAII
OCEANIA
ロサンゼルス
オーランド
ラスベガス
カンクン
AMERICA
カウアイ島
ホノルルラウンジ
マウイ島
ハワイ島
リマ
サンパウロ
ケアンズ
フィジー
ゴールドコースト
パース
シドニー
オークランド
クライストチャーチ

ヨーロッパ・アフリカのJiデスク

お申込みにあたって

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したものです。**ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』もよくお読みください。**また、詳しくは『海外旅行保険』のしおり(海外旅行保険普通保険約款・特約)をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問合わせください。
ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。
弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがいまして弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

代理店通信欄

①プランにより申込書が異なります。短期留学プランはセットタイプ(31日以内)専用申込書を、その他のプランは留学・長期旅行・駐在員申込書をご使用ください。
②発券機(おさむくん)を利用されている場合107～109、197～200タイプは、メインメニュー「一般」からの発券になります。

取扱代理店

ー火災保険・地震保険のプロフェッショナルー
ノバリ株式会社
東京本社 関東エリア 東京都中央区日本橋人形町3-5-4 〒103-0013
大阪本社 関西エリア 大阪府大阪市中央区本町3-5-2 〒541-0053

ご加入のご相談ご用命はこちらまで
TEL 0120-88-7327
FAX 0120-88-7328

5944226 (J11A291) 50M (栄) 201112